

行政センター所長会議に関する要綱

昭和60年 9月24日制定

平成元年10月 1日一部改正

平成 7年 4月 1日一部改正

平成19年 4月 1日一部改正

平成20年 4月 1日一部改正

平成22年 4月 1日一部改正

平成26年 4月 1日一部改正

令和 3年 6月30日一部改正

[総務部総務法務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政センターにおける行政施策の実施及び管理体制の一体性を確保し、行政水準の向上を図り、かつ、必要な連絡調整を行うため、行政センター所長会議を設置し、その組織及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 行政センター所長会議は、市長、副市長並びに郡山市行政組織規則（平成6年郡山市規則第6号）第7条の表に掲げる部の長、郡山市教育委員会事務局等組織規則（昭和40年郡山市教育委員会規則第5号）第2条第1項の表に掲げる部の長、会計管理者、上下水道局長、総務部次長及び行政センター所長並びに市長が必要と認めそのつど指定する者をもって組織する。

(協議事項)

第3条 行政センター所長会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 行政センターにわたり総合調整を必要とする事項
- (2) 市行政の連絡事項の周知
- (3) 郡山市庁議に付する事案で、事前に行政センター所長会議で協議することが必要と思われる事項
- (4) その他予算及び行政センター内に関することで、各部に協議すべき事項

(会議)

第4条 行政センター所長会議は、必要に応じて随時開催することができる。

(付議手続)

第5条 行政センター所長会議に付議すべき事案があるときは、部長又は行政センター所長は、事前にその要旨及び資料を添えて総務部長に提出しなければならない。

(会議の進行)

第6条 行政センター所長会議の進行は、総務部次長が行う。

(庶務)

第7条 行政センター所長会議の庶務は、総務部総務法務課が行う。

附 則

この要綱は、昭和60年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。